

福岡県警察ホームページ広告掲載基準

1 趣旨

この基準は、福岡県警察ホームページ広告掲載取扱要領（以下「要領」という。）の運用の明確化を図るため、運用に関する基準として定めるものであり、福岡県警察（以下「県警」という。）は、この基準に従って広告掲載の可否の判断を行うものとする。

2 定義

- (1) 要領第3条の規定による広告はトップページに掲載することとし、枠数は8枠とする。
- (2) 広告は1社（1団体）につき1枠とする。

3 広告の種類

要領第5条第1項第1号の規定による広告の種類は、バナー広告とする。

4 広告の規格

要領第5条第1項第2号の規定による広告の規格は、次のとおりとする。

広告の位置	大きさ	形式	データ容量
トップページ	縦70ピクセル 横250ピクセル	GIF形式（アニメーション不可）	10KB以下

5 広告主の範囲

要領第6条の各号に掲げるもののほか、次のいずれかに該当する業種又は事業者の広告は掲載することができない。広告を掲載中において、これらに該当するに至った場合も、同様とする。

- (1) 法令等に違反するもの又はそのおそれがあるもの
- (2) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）に基づく処分の対象となっている団体及びその構成員に該当するもの
- (3) 貸金業法（昭和58年法律第32号）に規定する貸金業に該当するもの
- (4) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する営業に該当するもの
- (5) インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律（平成15年法律第83号）に規定するインターネット異性紹介事業に該当するもの
- (6) 違法又は不適當な行為により営業停止その他の不利益処分を受けているもの
- (7) 特定商取引に関する法律（昭和51年法律第57号）に規定する連鎖販売取引及び業務提供誘引販売取引並びにこれらに類する取引に関するもの
- (8) 医療行為に類似したサービス又は医薬品、医薬部外品、化粧品及び医療機器に類似した商品に関するもの
- (9) 鉄砲刀剣類を取り扱う事業を営むもの
- (10) 民事再生法（平成11年法律第225号）又は会社更生法（平成14年法律第154号）による再生又は更生の手續中のもの

- (11) その他警察業務の性質等により、広告を掲載する業種又は事業者として適当でないと認められるもの

6 掲載しない広告

要領第4条第1項各号（第5号、第6号、第10号及び第11号を除く。）に掲げる内容に係る基準は、次のとおりとする。

(1) 要領第4条第1項第1号に掲げる内容

法令、条例及び規則、通達等に違反するもの又はこれらに照らして不適切な内容を含むもの

(2) 要領第4条第1項第2号に掲げる内容

例えば次に掲げるもの

ア 暴力、賭博、麻薬、覚醒剤その他の薬物の乱用、売春等の行為を肯定し、又は美化したもの

イ 残虐又は猟奇的なもので、不快感を与えるもの又はそのおそれがあるもの

ウ 青少年の健全な育成を阻害するおそれがあるもの

エ 風紀を乱し、又は犯罪を誘発するおそれがあるもの

(3) 要領第4条第1項第3号に掲げる内容

例えば次に掲げるもの

ア 人種、性別、心身の障害等に関する差別的な内容を含むもの

イ 他の者を誹謗し、若しくは中傷するもの又はそのおそれがあるもの

ウ 他の者の名誉を毀損し、プライバシーを侵害し、信用を害し、若しくは業務を妨害するもの又はそのおそれがあるもの

エ 他の者の氏名、名称、写真、談話、著作物、商標等を無断で使用しているもの

(4) 要領第4条第1項第4号に掲げる内容

例えば次に掲げるもの

ア 政治団体又は政治活動（選挙運動を含む。）に係るもの

イ 宗教団体に係るもの

(5) 要領第4条第1項第7号に掲げる内容

例えば次に掲げるもの

ア 統計、文献等の出典を明示しないで引用することにより、当該広告に係る商品若しくは役務（以下「商品等」という。）が実際よりも優位若しくは有利であるかのように表現しているもの又はそのように誤認されるおそれがあるもの

イ 取引に関する条件等について、明示すべき事項を明示しないことにより、実際よりも優位若しくは有利であるかのように表現しているもの又はそのように誤認されるおそれがあるもの

ウ 誇大な表現を含むもの

エ 不当な保証、資格、賞等を使用して広告の内容に係るものに権威を与えようと

しているもの

オ 投資信託等に係るもので、元本等が保証されているように表現しているもの若しくはそのように誤認させるもの又はそのおそれがあるもの

カ 他人名義で行っているもの

(6) 要領第4条第1項第8号に掲げる内容

例えば広告主の氏名又は名称、所在地、連絡先等当該広告に係る責任の所在を明確にするための事項が明示されていないもの

(7) 要領第4条第1項第9号に掲げる内容

例えば次に掲げるもの

ア 広告であることが不明確であるもの

イ 代理店の募集、会員の募集、副業、内職等に係るもので、その目的、内容等が不明確であるもの

ウ 通信販売に係るもので、連絡先並びに当該広告に係る商品等の名称、内容、価格、数量、送料、引渡し及び支払方法、返品条件等が不明確であるもの

エ 通信教育、講習会若しくは塾に係るもの又は学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する学校に類似する名称を用いたもので、その実態、内容等が不明確であるもの

(8) 要領第4条第1項第12号に掲げる内容

例えば次に掲げるもの

ア 県警が、広告主を支持し、又は当該広告に係る商品等を推奨し、若しくは保証しているかのようなもの

イ 県警の品位を損なうようなもの

ウ 詐欺的なもの又はいわゆる不良商法とみなされるもの

エ 債権の取立て、示談の交渉等に関するもの

オ 非科学的なもの又は迷信に類するもの

カ 国際関係を悪化させるおそれがあるもの

キ 謝罪、釈明等に関するもの

ク 人の行方の捜索に関するもの

ケ 調査、探偵等に関するもの

コ 銃砲刀剣類その他の危険物に関するもの

サ 人の募集又は解雇に関するもの

シ 連鎖販売取引（特定商品取引に関する法律（昭和51年法律第57号）第33条第1項に規定する連鎖販売取引をいう。）、業務提供誘引販売取引（同法第51条第1項に規定する業務提供誘引販売取引をいう。）又はこれらに類似する取引に関するもの

ス 暴力団若しくは暴力団の構成員を賞揚し、又は暴力団排除活動に異論を唱える

もの

セ インターネット異性紹介事業（インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律（平成15年法律第83号）第2条第2号に規定するインターネット異性紹介事業をいう。）又はこれに類似する事業に関するもの

ソ 世論が大きく分かれている事項に関するもの

7 広告の禁止表現

要領第5条第1項第3号の規定による広告の禁止表現は、次の各号に掲げるものとし、各号のいずれかに該当する場合は、その広告は掲載しない。

- (1) 閲覧者の意思に反した動きをしたり、誤解を与えたりするおそれがあるもの
（例）「閉じる」、「キャンセル」等の表現、ラジオボタンなど
- (2) 実際には機能しないもの
（例）入力できるように見えるテキストボックス、下に選択肢があるように見えるプルダウンメニューなど
- (3) 閲覧者が県警に関する情報と錯誤するおそれがあるもの
（例）「職員採用情報」等の表現の掲載など
- (4) その他広告の表現として適当でないと県警が認めるもの

8 広告掲載料

広告の掲載料は広告取扱業者が定める。

9 その他

この要領に定めるもののほか、広告の取扱いに関して必要な事項は、県警が別に定める。

附則

（施行期日）

この要領は平成30年1月23日から施行する。